



未来のために～みんながやさしさでつながるまち～

習志野市

令和3年12月15日

---

---

## 子育て世帯への臨時特別給付金 10万円を現金一括最短12月中の支給で準備します。

---

---

「子育て世帯への臨時特別給付金」の給付について、国の支給方針をふまえ、子育て世帯に対する早期の支援給付を図るため、習志野市ではクーポン給付分とされていた5万円相当を現金で、かつ、先行分の5万円と同時に支給する方向で準備することとしました。

- 名称 : 子育て世帯への臨時特別給付金  
支給額 : 児童1人当たり現金で10万円  
支給方法 : 一括支給  
対象者 : ①公務員以外の令和3年9月分の児童手当(本則給付)支給対象者  
(平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた  
兄弟分含む)【申請不要】  
②新生児(令和3年10月1日～令和4年3月31日までに生まれた子)  
の保護者【申請不要】  
③平成15年4月2日から平成18年4月1日に生まれた子のみの  
保護者及び公務員の児童手当(本則給付)支給対象者【要申請】  
支給時期 : 上記対象者にそれぞれ以下の時期に支給。  
①令和3年12月27日  
②2月末日より支給開始予定  
③申請日の翌月末に支給予定(2月末より支給開始)

問合せ先

こども部 子育て支援課

電話:047-453-9203

